

## 「一般事業主行動計画（第3回）」

1 実施期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

### 2 計画事項

（1）育児短時間勤務措置の拡充をする。

- ① 1日の勤務時間は、4時間～8時間の中から1時間単位で選択することができ、且つ勤務日ごとに変更することもできる。
- ② 1週間の合計就労日数は3日以上5日以内とし、且つ週ごとに変更することもできる。
- ③ ①と②の組み合わせにより、就労することができる。

（2）年次有給休暇の取得時間が、職員平均で40時間/年増加するように取り組む。

- ① 年間5日（40時間）を限度に、計画的付与措置を実施する。
- ② 1時間単位の年次有給休暇の取得規定（年間で40時間まで取得できる）の活用を再度周知する。
- ③ 職員各位の記念日（誕生日・子供の各種行事日等）に、年次有給休暇の取得を勧める。

（3）子の看護休暇、短期介護休暇がさらに取得し易くなるように取り組む。

- ① 10歳未満の子を養育する職員が取得できる。
  - 1) 小学校入学前の子の場合：5日/年（2人以上の場合は10日/年）
  - 2) 小学校入学後～10歳未満の子の場合：3日/年（2人以上の場合も3日/年）
  - 3) 給与・賞与・昇給・退職金を計算する場合は、通常勤務の扱いとする。
- ② 要介護状態にある家族を介護する短期介護休暇が、取得し易くなるように取り組む。
  - 1) 介護対象家族1人につき、5日/年（2人以上の場合は10日/年）
  - 2) 給与・賞与・昇給・退職金を計算する場合は、通常勤務の扱いとする。
- ③ 子の看護休暇・短期介護休暇とも、「半日単位で取得できる措置」を試行する。

（4）出産・育児・介護のため退職した職員の優先的再雇用を推進する。

- ① 再雇用に関する相談窓口を常設する。
- ② 法人内のロールモデルと再雇用を希望する者が子育てや仕事について相談し、再就職がし易いように助言し・支援できるように取り組む。